

令和 8 年第 2 回小城市議会定例会提案理由 (令和 8 年 6 月 1 日開会)

令和 8 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたしております議案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、専決処分の承認を求めることについて御説明を申し上げます。

議案第 38 号 小城市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税環境性能割の廃止による改正のほか、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 39 号 小城市国民健康保険税
条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法施行令等の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額の改正のほか、所要の規定の整備を行ったものでございます。

次に、議案第 40 号 令和 7 年度小城市一般会計補正予算（第 9 号）について申し上げます。

これは、歳入について、地方譲与税、各種交付金及び地方交付税の額の確定による増減調整とともに、歳出について、地方交付税の増額等による財源調整基金への積立てを行ったものでございます。

歳入歳出それぞれ 8,554 万 9 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 278 億 9,737 万 8 千円といたしました。

次に、議案第 41 号 令和 8 年度小城市一般会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

これは、三日月東部排水機場の非常用発電機に重大な故障が判明し、出水期に備えた早急な復旧工事の実施について県と協議を行ってきましたが、その協議が整ったことから、工事請負費を補正したものでございます。

歳入歳出それぞれ 700 万 7 千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を 256 億 6,131 万 5 千円といたしました。

以上の 4 議案につきましては、議会を招集する時間的余裕がなかったため、やむを得ず、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議案第 38 号から議案第 40 号までは 3 月 31 日付けで、議案第 41 号は 4 月 10 日付けで、それぞれ専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、条例議案について御説明申し上げます。

議案第 42 号 小城市印鑑条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、出入国管理及び難民認定法等が改正されたことに伴い、市内で生活する外国人の利便性を向上させるため、「在留カード」と「特別永住者証明書」に「個人番号カード（マイナンバーカード）」としての機能を加え、印鑑登録証明書を取得できるようにするものでございます。

次に、議案第 43 号 小城市税条例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 44 号 小城市水道事業給水条

例の一部を改正する条例について申し上げます。

これは、各行政区公民館の用途別区分を廃止するとともに、災害時等に他市町の指定業者による給水装置の工事を可能とするものでございます。

続きまして、契約関係議案について御説明申し上げます。

議案第 45 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和 8 年度 上坪鉦害ポンプ排水施設維持管理事業 上坪排水機場 3 号ポンプ設備等改修工事で、設備の老朽化に伴い、3 号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、2 億 6,290 万円、契約の相手方は、株式会社西島製作所 佐賀支

店 支店長 ^{やまぐち} 山口 ^{だいじろう} 大二郎でございます。

工期は、議会議決の日から令和 9 年 3 月 26 日までを予定しております。

次に、議案第 46 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和 8 年度 芦刈鉦害排水機場維持管理事業 三王崎排水機場 2 号ポンプ設備等改修工事で、設備の老朽化に伴い、2 号ポンプ及びそれに関連する付帯設備の更新を行うものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、1 億 5,510 万円、契約の相手方は、株式会社西島製作所 佐賀支店 支店長 ^{やまぐち} 山口 ^{だいじろう} 大二郎でございます。

工期は、議会議決の日から令和 9 年 3 月 26 日までを予定しております。

議案第 45 号及び議案第 46 号の 2 議案につきましては、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第 47 号 財産の取得について申し上げます。

取得する財産は、防災備蓄倉庫及び災害用備蓄品一式で、避難所生活環境改善のため、トイレ等の衛生環境の資機材を購入するものでございます。

購入の方法は、条件付一般競争入札による契約で、購入の価格は 7,696 万 7,660 円、購入の相手方は、株式会社サガハツ 代表取締役 ^{うらい} 浦井 ^{えいじ} 英司でございます。

次に、議案第 48 号 財産の取得について申し上げます。

取得する財産は、学習者用端末一式で、令和 8 年度小城市 GIGA スクール構想に基づく情報機器を購入するものでございます。

購入の方法は、県の GIGA スクール構想第 2

期を見据えた学習用端末更新に係る共同調達による随意契約で、購入の価格は、2億2,380万1,710円、購入の相手方は、株式会社学映システム 代表取締役 ^{おかむら}岡村 ^{まさおみ}祐臣でございます。

続きまして、予算関係議案について申し上げます。

議案第49号 令和8年度小城市一般会計補正予算（第2号）について申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2億2,145万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を258億8,277万3千円とするものでございます。

この主な要因は、当初予算編成後の情勢の推移に対応するため、早急に措置を要するものについて補正を行うこととしたものです。

第2表 地方債補正につきましては、「消防施設・設備整備事業」及び「健康スポーツ

センター管理運営事業」の限度額を変更する
ものでございます。

補正の主なものについて、歳出から御説明
申し上げます。

第２款 総務費

「コミュニティ助成事業」につきましては、
地域のコミュニティ活動の充実・強化を図る
ため、一般財団法人自治総合センターの助成
金を活用して、地区公民館の新築や設備・備
品類の整備費用の一部を支援することとして
います。

第４款 衛生費

「任意予防接種費用助成事業」につきまし
ては、こどものインフルエンザによる重症化
予防のため、小学６年生までを対象にインフ
ルエンザ予防接種費用の一部を助成すること
としています。

第 6 款 農林水産業費

「園芸振興対策事業」につきましては、園芸農業の収益性の向上・改善のため、省力化機械・装置等を導入する園芸農家に対し、導入費用の一部を支援することとしています。

「担い手確保・経営強化支援事業」につきましては、農業の担い手確保と経営強化を支援するため、地域の中核となって農地を引き受ける担い手に対し、農業用機械・施設の導入費用の一部を支援することとしています。

第 9 款 消防費

「消防施設・設備整備事業」につきましては、災害から市民の生命、身体、財産を守るため、消防団の活動拠点となる拠点消防格納庫の整備を順次進めています。今回は、牛津町拠点消防格納庫と水防倉庫の整備を行うこととしています。

第 10 款 教育費

「小中学校防犯対策事業」につきましては、地域の防犯意識を高めるとともに、犯罪を抑止し、安全・安心の生活環境を守っていくため、防犯カメラを増やしていく取組を進めることとしました。まずは、学校周辺について防犯カメラの増設を行うこととしています。

「小学校体育館照明 L E D 化事業」及び「中学校体育館照明 L E D 化事業」につきましては、学校体育館の照明を L E D 化することにより消費電力を抑えるとともに、こどもたちの教育環境の改善を図るため、緊急性の高い三日月小学校及び牛津中学校の体育館照明について L E D 化を行うこととしています。

続いて、歳入について申し上げます。

歳入につきましては、事業に伴う国・県支出金、分担金及び負担金、市債などのほか、財政調整基金繰入金によるものでございます。

次に、議案第 50 号 令和 8 年度小城市水道事業会計補正予算（第 1 号）について申し上げます。

まず、収入から御説明申し上げます。

収益的収入につきましては、既定の予算に 1,474 万 8 千円を増額し、補正後の予算の総額を 3 億 3,246 万 2 千円とするものでございます。

これは、工事負担金及び固定資産売却益を増額しております。

資本的収入につきましては、既定の予算から 33 万 9 千円を減額し、補正後の予算の総額を 2 億 364 万 7 千円とするものでございます。

これは、固定資産売却代金を減額しております。

続いて、支出について申し上げます。

収益的支出につきましては、既定の予算に

1,474 万 8 千円を増額し、補正後の予算の総額を 3 億 3,246 万 2 千円とするものでございます。

これは、予備費を増額しております。

資本的支出につきましては、補正はございません。

続きまして、人事関係議案について御説明申し上げます。

議案第 51 号から議案第 64 号までの小城市農業委員会委員の任命について申し上げます。

これは、農業委員会委員 14 名が令和 8 年 7 月 19 日をもって任期満了となることから、後任の委員を任命するため、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、契約関係議案について御説明

申し上げます。

議案第 65 号 工事請負契約の締結について申し上げます。

この工事は、令和 8 年度 小城市廃棄物中継施設整備工事で、廃棄物の中継地としての機能を維持向上し、施設の老朽化や安全性の低下を解消するためのものでございます。

契約の方法は、条件付一般競争入札による契約で、契約の金額は、10 億 3,510 万円、契約の相手方は、中島・服巻建設共同企業体 代表者 株式会社 中島工務店 代表取締役 なかしま 中島 しんや 信哉でございます。

工期は、議会議決の日から令和 10 年 3 月 24 日までを予定しております。

地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、報告案件について御説明申し上げます。

報告第2号 令和7年度小城市一般会計継続費繰越計算書について申し上げます。

「固定資産評価替業務委託事業」から「芦刈観瀾校特別教室等整備設計業務委託事業」までの5事業について、令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第3号 令和7年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書について申し上げます。

「証明書コンビニ交付事業」から「林業施設災害復旧事業」までの21事業について、約4億6,354万円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第4号 令和7年度小城市一般会計事故繰越し繰越計算書について申し上げます。

「牛津川遊水地事業」については、市道大江・小隈線拡幅に伴う用地取得において不測の期間を要し、当該用地の登記が年度内に完了出来なかったこと、「林業施設災害復旧事業」については、令和6年度繰越明許費の林道天山線の地すべり災害復旧工事に不測の期間を要し、当該工事が遅延したことから、年度内に執行できない約9,194万円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第5号 令和7年度小城市水道事業繰越計算書について申し上げます。

資本的支出の建設改良費について、8,578万2千円を令和8年度に繰り越しております。

次に、報告第6号 令和7年度小城市下水道事業繰越計算書について申し上げます。

資本的支出の建設改良費につきまして、約

2 億 7,700 万円を令和 8 年度に繰り越しております。

報告第 5 号及び報告第 6 号の 2 件につきましては、地方公営企業法第 26 条第 3 項の規定により報告するものでございます。

以上、本定例会に提案をいたしております議案などにつきまして、その概要を御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。